

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金

常 務 理 事 寺 田 文 彦

支払請求書の様式等に関する規程の一部改正について（通知）

支払請求書の様式等に関する規程（昭和 49 年 7 月 16 日基金規程第 3 号）の一部を下記のとおり改正したので通知します。

記

1 改正概要

支払請求書等の次の様式について、わかりやすく示すため、字句の整理や書式の見直し等を行ったこと。また、薬局・薬剤師業務の評価体系の見直しが行われたことに伴い、調剤費請求明細書（薬局用）の調剤報酬点数の項目を改めたこと。

- ・ 事故状況等証明書
- ・ 消防作業従事者等の過去 1 年間の収入金額票
- ・ 療養補償費内訳書
- ・ 診療費請求明細書（病院・診療所用）
- ・ 診療費請求明細書（歯科用）
- ・ 調剤費請求明細書（薬局用）
- ・ 施術料請求明細書（柔道整復師等用）
- ・ 訪問看護事業者の証明書
- ・ 遺族補償費内訳書

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 改正内容

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

改正後															改正前																																																						
別記様式第3号										事故状況等証明書										年 月 日					別記様式第3号										事故状況等証明書										年 月 日																								
消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿										都 市 道 町 府 村 長 氏名 県 組合管理者															消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿										都 市 道 町 府 村 長 氏名 県 組合管理者																																		
下記事項は事実と相違ないことを証明します。																									下記事項は事実と相違ないことを証明します。																																												
非常勤消防団員等		種 別		☐ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者 ☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者													非常勤消防団員等		種 別		☐ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者 ☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者													非常勤消防団員等		種 別		☐ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者 ☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者													非常勤消防団員等		種 別		☐ 消防団員 ☐ 水防団員 ☐ 消防作業従事者 ☐ 水防従事者 ☐ 応急措置従事者 ☐ 救急業務協力者													非常勤消防団員等	
		住 所																	住 所																	住 所																	住 所																
		職 業 名 (詳細に)																	職 業 名 (詳細に)																	職 業 名 (詳細に)																	職 業 名 (詳細に)																
発生場所		発生日時		年 月 日 午前 午後 時 分													発生場所		発生日時		年 月 日 午前 午後 時 分													発生場所		発生日時		年 月 日 午前 午後 時 分													発生場所		発生日時		年 月 日 午前 午後 時 分														
		種 別		☐ 消火 ☐ 水防 ☐ 訓練 ☐ 整備補修 ☐ レクリエーション ☐ 消火等往復路 ☐ その他															種 別		☐ 消火 ☐ 水防 ☐ 訓練 ☐ 整備補修 ☐ レクリエーション ☐ 消火等往復路 ☐ その他															種 別		☐ 消火 ☐ 水防 ☐ 訓練 ☐ 整備補修 ☐ レクリエーション ☐ 消火等往復路 ☐ その他																															
事故発生原因・状況																	事故発生原因・状況																																																				
																																		補 償 基 礎 額										円					補 償 基 礎 額										円										
																																		* 消防作業従事者等の場合は、別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を添付ください。										* 消防作業従事者等の場合は、別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を添付ください。																									
																																		内 訳		基 礎 額		階 級		氏 名		生 年 月 日 (歳)		続 柄		内 訳		基 礎 額		階 級		氏 名		生 年 月 日 (歳)		続 柄													
																																				勤務年数		年		氏 名		年 月 日 (歳)		氏 名				年 月 日 (歳)																					
																																				扶 養		円×1人＝		氏 名		年 月 日 (歳)		氏 名				年 月 日 (歳)																					
																																				加 算 額		円× 人＝		氏 名		年 月 日 (歳)		氏 名				年 月 日 (歳)																					
																																				(特定加算)		円× 人＝		氏 名		年 月 日 (歳)		氏 名				年 月 日 (歳)																					
																																		消防団員又は水防団員としての任免履歴		階 級		期 間		階 級		期 間		消防団員又は水防団員としての任免履歴		階 級		期 間		階 級		期 間																	
※ 補 償 基 礎 額		円		※ 決 定		☐ 承 認 ☐ 不 承 認		※ 補 償 基 礎 額		円		※ 決 定		☐ 承 認 ☐ 不 承 認																																																							

〔注意事項〕 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。 - この証明書は、様式第1号の損害補償費支払請求書に添付すること。ただし、第2条第2項各号の一に該当する場合においては、この証明書の添付を省略することができること。 「男・女」及び「午前・午後」については、該当するものを□で囲むこと。 「基礎額」の欄には、非常勤消防団員又は非常勤水防団員にあっては基準政令第2条第2項第1号に規定する基礎額の算定の基礎となった階級、勤務年数及び額を、消防作業従事者等にあっては基準政令第2条第2項第2号に規定する平均収入日額（別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を基礎として算定した日額）を記入すること。 「扶養加算額」の欄には、基準政令第2条第3項の規定に基づき人数及び金額を記入すること。又、「特定加算」の欄については、基準政令第2条第4項の規定に基づき人数及び金額を記入すること。 「扶養親族」の欄には、扶養加算の対象となった扶養親族に関する事項について記入し、重度心身障害者については、その旨を続柄の下に注記すること。 - この証明書に添付する書類 - 基準政令第12条の規定に該当する場合においては、その事実を証する書類 - 消防作業従事者等で休業補償費等（療養補償費及び介護補償費を除く。）を請求する場合においては、別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を添付すること。 - 扶養親族のうち非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その事実を証する書類 - 扶養親族のうち重度心身障害者については、重度心身障害の部位及び労働能力喪失の程度についての医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し - 非常勤消防団員の事故が水火災その他の災害に係る本来の任務以外の祭礼、イベントへの参加等による場合（防火啓発を目的とした場合を除く。）には、消防団長の出動命令書 - 非常勤消防団員の事故が消防団のレクリエーション行事によるものである場合には、次に掲げる書類 - その行事が消防団の年間行事計画に予め組まれていたことを証する書類（年間行事予定表の写し等） - その行事を団長が企画、立案したことを証する書類	〔注意事項〕 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。 - この証明書は、様式第1号の損害補償費支払請求書に添付すること。ただし、第2条第2項各号の一に該当する場合においては、この証明書の添付を省略することができること。 「男・女」及び「午前・午後」については、該当するものを□で囲むこと。 「基礎額」の欄には、非常勤消防団員又は非常勤水防団員にあっては基準政令第2条第2項第1号に規定する基礎額の算定の基礎となった階級、勤務年数及び額を、消防作業従事者等にあっては基準政令第2条第2項第2号に規定する平均収入日額（別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を基礎として算定した日額）を記入すること。 「扶養加算額」の欄には、基準政令第2条第3項に規定する額を記入すること。 「扶養親族」の欄には、扶養加算の対象となった扶養親族に関する事項について記入し、重度心身障害者については、その旨を続柄の下に注記すること。 - この証明書に添付する書類 - 基準政令第12条の規定に該当する場合においては、その事実を証する書類 - 消防作業従事者等で休業補償費等（療養補償費及び介護補償費を除く。）を請求する場合においては、別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を添付すること。 - 扶養親族のうち非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その事実を証する書類 - 扶養親族のうち重度心身障害者については、重度心身障害の部位及び労働能力喪失の程度についての医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し - 非常勤消防団員の事故が水火災その他の災害に係る本来の任務以外の祭礼、イベントへの参加等による場合（防火啓発を目的とした場合を除く。）には、消防団長の出動命令書 - 非常勤消防団員の事故が消防団のレクリエーション行事によるものである場合には、次に掲げる書類 - その行事が消防団の年間行事計画に予め組まれていたことを証する書類（年間行事予定表の写し等） - その行事を団長が企画、立案したことを証する書類
---	---

別紙

消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票

勤務していた場合			自家営業の場合		
支払対象者の氏名			収入のあった年		年分
給与等の支払期間		年 月から 年 月までの1年間	収入	種別	金額
給与等	種別	金額			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
	計	円		計	円
上記のとおり相違ないことを証明します。			上記のとおり相違ないことを証明します。		
使用主の 年 月 日 所在地 名称 責任者氏名			都道府県市町村長氏名 年 月 日		

〔注意事項〕

1 この収入金額票は、消防作業従事者等が休業補償費等(療養補償費及び介護補償費を除く。)を請求する場合において別記様式第3号の事故状況等証明書に添付すること。

2 消防作業従事者等が給与所得者の場合は、災害発生日の属する月の前月から遡及して一年間に受けた給与(賞与を含む。)の総額を「勤務していた場合」の欄に記入し、使用主の証明を受けること。農業、商業等の自家営業の場合は、災害発生日の属する年の前年一年間における所得税算出の基礎となった所得金額(収入金額ー必要経費)を「自家営業の場合」の欄に記入し、市町村長の証明を受けること。

3 2ヵ所以上に勤務していた場合には主たる事業所に係る収入金額等を「勤務していた場合」の欄に記入し、従たる事業所に係る収入金額等については別紙に記載して添付すること。
また、勤務し、かつ、自家営業にも従事していた場合は、「勤務していた場合」の欄及び「自家営業の場合」の欄に、それぞれ記入すること。

別紙

消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票

勤務していた場合			自家営業の場合		
支払対象者の氏名			収入のあった年		年分
給与等の支払期間		年 月から 年 月までの1年間	収入	種別	金額
給与等	種別	金額			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
	計	円		計	円
上記のとおり相違ないことを証明します。			上記のとおり相違ないことを証明します。		
使用主の 年 月 日 所在地 名称 責任者氏名			都道府県市町村長氏名 年 月 日		

〔注意事項〕

1 この収入金額票は、消防作業従事者等が休業補償費等(療養補償費及び介護補償費を除く。)を請求する場合において別記様式第3号の事故状況等証明書に添付すること。

2 過去1年間の収入金額は、消防作業従事者等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日前1年間におけるその者が得た収入金額(農業、商業等の自家営業の場合は、所得税算出の基礎となった所得金額)を、勤務していた場合においては「勤務していた場合」の欄に、自家営業の場合においては「自家営業の場合」の欄に記入すること。

3 2ヵ所以上に勤務していた場合には主たる事業所に係る収入金額等を「勤務していた場合」の欄に記入し、従たる事業所に係る収入金額等については別紙に記載して添付すること。
また、勤務し、かつ、自家営業にも従事していた場合は、「勤務していた場合」の欄及び「自家営業の場合」の欄に、それぞれ記入すること。

4

別記様式第4号									
療 養 補 償 費 内 訳 書									
				請求回数	第 回 (年 月分)				
種 別	□消防団員 □水防団員 □消防作業従事者 □水防従事者 □応急措置従事者 □救急業務協力者								
非常勤消防団員等の氏名		ふりがな			事故発生年月日		年 月 日		
療 養 補 償 費 請 求 の 内 訳				請 求 額		※ 審 査			
1 診 療 費	内訳は、別添1号紙「診療費請求明細書(病院・診療所用)」又は別添2号紙「診療費請求明細書(歯科用)」記載のとおり			円		円			
2 調 剤 費	内訳は、別添3号紙「調剤費請求明細書(薬局用)」記載のとおり								
3 施 術 料	内訳は、別添4号紙「施術料請求明細書(柔道整復師等用)」記載のとおり								
4 看 護 料	□ 訪 問 看 護		内訳は、別添5号紙「訪問看護事業者の証明書」のとおり						
	□ 看 護 師		年 月 日から 日間						
	□ 准 看 護 師								
	□ 看護補助者								
□ 親族・友人		年 月 日まで							
5 移 送 費	交通機関の種類		路 程						
	□ バ ス		から まで 回						
	□ 電 車								
	□ タクシー								
□ 自 家 用 車									
Km { □ 片道 □ 往復									
6 上記以外の療 養 費									
7 療養補償費 請 求 額 (1 ～ 6 の 合 計 額)									
※ 療養補償費 請求支払額 円 ※受理 年 月 日 ※送金 年 月 日									
[注意事項] 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。 2 「4 看護料」及び「5 移送費」を請求する場合は、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。ただし、看護人が親族・友人の場合又は移送で自家用車を利用した場合には、その必要がないこと。 3 「6 上記以外の療養費」の欄には、「1 診療費」及び「3 施術料」に含まれない療養に必要な治療用材料等の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。									

別記様式第4号									
療 養 補 償 費 内 訳 書									
				請求回数	第 回 (年 月分)				
種 別	□消防団員 □水防団員 □消防作業従事者 □水防従事者 □応急措置従事者 □救急業務協力者								
非常勤消防団員等の氏名		ふりがな			事故発生年月日		年 月 日		
療 養 補 償 費 請 求 の 内 訳				請 求 額		※ 審 査			
1 診 療 費	内訳は、別添1号紙「診療費請求明細書(病院・診療所用)」又は別紙2号紙「診療費請求明細書(歯科用)」記載のとおり			円		円			
2 調 剤 費	内訳は、別添3号紙「調剤費請求明細書(薬局用)」記載のとおり								
3 施 術 料	内訳は、別添4号紙「施術料請求明細書(柔道整復師等用)」記載のとおり								
4 看 護 料	□ 訪 問 看 護		内訳は、別添5号紙「訪問看護事業者の証明書」のとおり						
	□ 看 護 師		年 月 日から 日間						
	□ 准 看 護 師								
	□ 看護補助者								
□ 親族・友人		年 月 日まで							
5 移 送 費	交通機関の種類		路 程						
	□ バ ス		から まで 回						
	□ 電 車								
	□ タクシー								
□ 自 家 用 車									
Km { □ 片道 □ 往復									
6 上記以外の療 養 費									
7 療養補償費 請 求 額 (1 ～ 6 の 合 計 額)									
※ 療養補償費 請求支払額 円 ※受理 年 月 日 ※送金 年 月 日									
[注意事項] 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。 2 「4 看護料」及び「5 移送費」を請求する場合は、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。ただし、看護人が家族・友人、移送で自家用車を利用した場合には、その必要がないこと。 3 「6 上記以外の療養費」の欄には、「1 診療費」及び「3 施術料」に含まれない療養に必要な治療用材料等の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。									

診療費請求明細書（病院・診療所用）

氏 名			
1 傷病名	2 診療開始日	3 年 月 日	4 年 月 日から 5 年 月 日まで 6 診療実日数 7 日
2		2 年 月 日	2 診療期間 3 年 月 日まで 4 日数
3		3 年 月 日	3 年 月 日まで 4 日数
診療の内容：点数によるもの（□病院 □診療所）		点数（点）	※ 審査
初診時間外・休日・深夜		回	転 帰 □ 治 癒 □ 中 止 □ 死 亡 □ 継 続 □ 転 医
再診・外来診療料		×	回
外 来 管 理 加 算		×	回
時 間 外		×	回
休 日		×	回
深 夜		×	回
指導			
在宅			
内服薬 薬剤 単位調剤		×	回
投 屯服 薬剤 単位			
外用薬 薬剤 単位調剤		×	回
処方		×	回
薬 麻毒 調基			
注射 薬剤			
処置 薬剤			
手術 薬剤			
検査 薬剤			
画像診断 薬剤			
その他 薬剤			
入院 入院年月日 年 月 日			
入院基本料・加算			
特定入院料・その他			
合 計			
ア 診療報酬点数表により計算できるもの		(合計点数)	(1点単価) 点 × 円 銭 = 円 ※
イ 診療報酬点数表により計算できないもの		(文書料、治療用具代、入院室料加算等)	円 ※
診療費請求合計額(ア+イ)			円 ※
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。		所 在 地 名 称 医師の氏名	

【注意事項】

- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 「イ 診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及び明細(文書料、治療用具代等)を記入すること。
- この様式中、療養内容の詳細については、この様式への記入に代えて、同様事項を記載した診療報酬明細書を添付してもよいこと。なお、その場であっても、この様式の提出は必須であること。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用(診療費、文書料、治療材料費等)は、消費税が非課税であること(消費税法施行令第14条第20号)。

診療費請求明細書(病院・診療所用)

氏 名			
1 傷病名	2 診療開始日	3 年 月 日	4 年 月 日から 5 年 月 日まで 6 診療実日数 7 日
2		2 年 月 日	2 診療期間 3 年 月 日まで 4 日数
3		3 年 月 日	3 年 月 日まで 4 日数
診療の内容：点数によるもの（□病院 □診療所）		点数（点）	※ 審査
初診時間外・休日・深夜		回	転 帰 □ 治 癒 □ 中 止 □ 死 亡 □ 継 続 □ 転 医
再診・外来診療料		×	回
外 来 管 理 加 算		×	回
時 間 外		×	回
休 日		×	回
深 夜		×	回
指導			
在宅			
内服薬 薬剤 単位調剤		×	回
投 屯服 薬剤 単位			
外用薬 薬剤 単位調剤		×	回
処方		×	回
薬 麻毒 調基			
注射 薬剤			
処置 薬剤			
手術 薬剤			
検査 薬剤			
画像診断 薬剤			
その他 薬剤			
入院 入院年月日 年 月 日			
入院基本料・加算			
特定入院料・その他			
合 計			
ア 診療報酬点数表により計算できるもの		(合計点数)	(1点単価) 点 × 円 銭 = 円 ※
イ 診療報酬点数表により計算できないもの		(文書料、治療用具代、入院室料加算等)	円 ※
診療費請求合計額(ア+イ)			円 ※
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。		所 在 地 名 称 医師の氏名	

【注意事項】

- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 「イ 診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及び明細(文書料、治療用具等)を記入すること。
- この診療費請求明細書の記入に代えて、同様事項を記載した医師の証明書(診療報酬明細書)を添付してもよいこと。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用(診療費、文書料、治療材料費等)では、消費税が非課税であること(消費税法施行令第14条第20号)。

診療費請求明細書（歯科用）

傷病名 部位	氏 名		診 療 開 始 日		年 月 日		
	診 療 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		診療 実日数	日	
	転 帰		☐ 治ゆ ☐ 中止 ☐ 死亡 ☐ 継続 ☐ 転医				
	※ 審 査						
診 療 の 内 容							
初診	時間外 休日 深夜 その他					点	点
再診	時間外 休日 深夜 その他						
管理・リハ	義管	実地指	周Ⅰ	周Ⅱ	周Ⅲ	その他	
投薬・注射	内 屯 外 注	調	処方	情	処方せん	注射	
X線	全顎	色調	P混検	P部検	基本検査	精密検査	その他
検査	標		顎運動	S培			
	バ	EMR					
処 置 ・ 手 術	う蝕	歯髄保護	早期充填	知覚過敏	咬調		
	抜髄	感染根管	根管粘薬	根管充填	抜髄即充	加圧根充	除去 暫間固定
	SC		SRP				
	PCur		SPT				
	拔牙		口腔消炎	P処	P基処		
特定薬剤	その他						
麻酔	伝麻	浸麻	その他				
歯 冠 修 復 及 び 欠 損 補 綴	補診	維持管理		印象			
	歯冠形成	生活歯	失活歯	窩洞	充形 修形	充填	支台築造
	咬合	その他					
	試適						
	歯冠修復	乳前小 銀	硬質レジンジャケット		充填材料	装着材料	
前小 バ	光		充Ⅰ				
大 バ	加熱		充Ⅱ				
大 銀	CAD/CAM						
14K							
ボンテ	前装	铸造	Br装着	パー	铸造屈曲		
ィック							
有床義歯	床適合	铸造鈎	義歯修理	人工歯			
その他							
その他	摘要					(合計)	(合計)
ア	診療報酬点数表により計算できるもの	(合計点数)	(1点単価)円	※	健康保険等受給関係		
イ	診療報酬点数表により計算できないもの	(文書料、治療用装具等、入院室料加算等)	円	※	保険の名称		
診療費請求合計額(ア+イ)		円	※	支給される額 負担額			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。		年 月 日	医療機関の	所在地	名称	医師の氏名	

[注意事項]

- ※印の欄は記入しないこと。又、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 「イ 診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及び明細(文書料、治療用装具等)を記入すること。
- この様式中、診療の内容の詳細については、この様式への記入に代えて、同様事項を記載した診療報酬明細書を添付してもよいこと。なお、その場合であっても、この様式の提出は必須であること。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用(診療費、文書料、治療材料費等)は、消費税が非課税であること(消費税法施行令第14条第20号)。

診療費請求明細書(歯科用)

傷病名 部位	氏 名		診 療 開 始 日		年 月 日		
	診 療 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		診療 実日数	日	
	転 帰		☐ 治ゆ ☐ 中止 ☐ 死亡 ☐ 継続 ☐ 転医				
	※ 審 査						
診 療 の 内 容							
初診	時間外 休日 深夜 その他 ()					点	点
再診	時間外 休日 深夜 その他 ()						
管理・リハ	歯管	義管	実地指	歯リハ1	歯リハ2	その他	
投薬・注射	内・屯・外・注 調 × × 処方 × × × 情 × × × 処 × × × 注 × × ×						
X線検査	全顎	×	×	×	×	×	×
標	×	×	×	×	×	×	×
バ	×	×	×	×	×	×	×
う蝕	×	×	×	×	×	×	×
保護処置	×	×	×	×	×	×	×
充填	×	×	×	×	×	×	×
知覚過敏	×	×	×	×	×	×	×
咬調	×	×	×	×	×	×	×
SC	×	×	×	×	×	×	×
PCur	前	小	大	前	小	大	前
拔牙	乳	前	臼	離	埋	×	×
その他	特定薬剤						
麻酔	伝麻	×	浸麻	×	その他		
歯 冠 修 復 及 び 欠 損 補 綴	補診	維持管理		印象		×	×
	歯冠形成	生活歯	失活歯	窩洞	充形 修形	充填	支台築造
	咬合	その他					
	試適						
	歯冠修復	乳前小 銀	硬質レジンジャケット		充填材料	装着材料	
前小 バ	光		充Ⅰ				
大 バ	加熱		充Ⅱ				
大 銀	CAD/CAM						
14K							
ボンテ	前装	铸造	Br装着	パー	铸造屈曲		
ィック							
有床義歯	床適合	铸造鈎	義歯修理	人工歯			
その他							
その他	摘要					(合計)	(合計)
ア	診療報酬点数表により計算できるもの	(合計点数)	(1点単価)円	※	健康保険等受給関係		
イ	診療報酬点数表により計算できないもの	(文書料、治療用装具等、入院室料加算等)	円	※	保険の名称		
診療費請求合計額(ア+イ)		円	※	支給される額 負担額			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。		年 月 日	医療機関の	所在地	名称	医師の氏名	

[注意事項]

- ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 「イ 診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細(文書料等)を記入すること。
- この診療費請求明細書の記入に代えて、同様事項を記載した医師の証明書(診療報酬明細書)を添付してもよいこと。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用(診療費、文書料、治療材料費等)では、消費税が非課税であること(消費税法施行令第14条第20号)。

施 術 料 請 求 明 細 書(柔道整復師等用)

氏 名		年 月 日		療 養 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	施 術 実 日 数	日
傷 病 名		初 検 日		※ 審 査	転 帰	☐ 治ゆ ☐ 中止 ☐ 継続 ☐ 死亡 ☐ 転医	
施 療 の 内 容		円	円	摘 要			
初 検 料	時 間 内 時 間 外 深 夜						
再 検 料	年 月 日						
指 導 管 理 料	年 月 日から 年 月 日まで						
往 療 料	普 通 夜 間・難 路 距離(片道) km 暴 風 雨 同 一 家 屋	回 回 回 回					
初 回 処 置 料	☐ 整復料 ☐ 固定料 ☐ 施療料	回					
後 療 料		回 回 回					
運 動 療 法		回					
温 電 法 料	月 日から 月 日まで 回 月 日から 月 日まで 回						
冷 電 法 料	月 日から 月 日まで 回 月 日から 月 日まで 回						
電 療 料	回 回						
レントゲン料	回		医師の同意の有 無 ☐ 有 ☐ 無				
宿 泊 料	入院料 月 日から 日間 月 日まで 食事料 月 日から 日間 月 日まで		健康保険等の法令による受給関係 受給の有無 ☐ 有 ☐ 無 保険の名称				
そ の 他			支給される額 円				
合 計			一部負担金 円				
施 術 料 請 求 額		円※					
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 施 術 所 の { 所 在 地 名 称 施術者の氏名							

〔注意事項〕

- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- この様式中、施療の内容の詳細については、この様式への記入に代えて、同様事項を記載した施術証明書を添付してもよいこと。なお、その場合であっても、この様式の提出は必須であること。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用(診療費、文書料、治療材料費等)では、消費税が非課税であること(消費税法施行令第14条第20号)。

施 術 料 請 求 明 細 書(柔道整復師等用)

氏 名		年 月 日		療 養 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	施 術 実 日 数	日
傷 病 名		初 検 日		※ 審 査	転 帰	☐ 治ゆ ☐ 中止 ☐ 継続 ☐ 死亡 ☐ 転医	
施 療 の 内 容		円	円	摘 要			
初 検 料	時 間 内 時 間 外 深 夜						
再 検 料	年 月 日						
指 導 管 理 料	年 月 日から 年 月 日まで						
往 療 料	普 通 夜 間・難 路 距離(片道) km 暴 風 雨 同 一 家 屋	回 回 回 回					
初 回 処 置 料	☐ 整復料 ☐ 固定料 ☐ 施療料	回					
後 療 料		回 回 回					
運 動 療 法		回					
温 電 法 料	月 日から 月 日まで 回 月 日から 月 日まで 回						
冷 電 法 料	月 日から 月 日まで 回 月 日から 月 日まで 回						
電 療 料	回 回						
レントゲン料	回		医師の同意の有 無 ☐ 有 ☐ 無				
宿 泊 料	入院料 月 日から 日間 月 日まで 食事料 月 日から 日間 月 日まで		健康保険等の法令による受給関係 受給の有無 ☐ 有 ☐ 無 保険の名称				
そ の 他			支給される額 円				
合 計			一部負担金 円				
施 術 料 請 求 額		円※					
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 施 術 所 の { 所 在 地 名 称 施術者の氏名							

〔注意事項〕

- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- この施術料請求明細書の記入に代えて、同様事項を記載した施術者の証明書を添付してよいこと。
- 消防組織法等に基づく療養に要する費用(診療費、文書料、治療材料費等)では、消費税が非課税であること(消費税法施行令第14条第20号)。

訪問看護事業者の証明書

氏 名

傷 病 名		(訪問看護期間)	
(傷病の経過)		年 月 日から	
		年 月 日まで	
		訪問看護の回数 回	
基 本 療 養 費	☐ 保健師 ☐ 看護師 ☐ 理学療法士	指示年月日	年 月 日
	☐ 作業療法士	主治医への直近報告年月日	年 月 日
	(訪問日)		
	円 × 回 円	1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 13 14
	円 × 回 円	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
管 理	初 日	円	
療 養 費	2回目以降 回	円	
情報提供 療 養 費	円	提供した情報の概要	
ターミナル ケ ア 療 養 費	円	情報提供先の市（区）町村の名称	
	死亡年月日 年 月 日	(備考)	
合 計	円		
訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名			
医療機関の名称			
主 治 医 氏 名			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。			
年 月 日 { 所在地 名称 代表者氏名 }			

[注意事項]

- 該当する□に✓印を記入すること。
- この様式中、訪問看護の内容の詳細については、この様式への記入に代えて、同様事項を記載した訪問看護療養費明細書を添付してもよいこと。なお、その場合であっても、この様式の提出は必須であること。

訪問看護事業者の証明書

氏 名

傷 病 名		(訪問看護期間)	
(傷病の経過)		年 月 日から	
		年 月 日まで	
		訪問看護の回数 回	
基 本 療 養 費	☐ 保健師 ☐ 看護師 ☐ 理学療法士	指示年月日	年 月 日
	☐ 作業療法士	主治医への直近報告年月日	年 月 日
	(訪問日)		
	円 × 回 円	1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 13 14
	円 × 回 円	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
管 理	初 日	円	
療 養 費	2回目以降 回	円	
情報提供 療 養 費	円	提供した情報の概要	
ターミナル ケ ア 療 養 費	円	情報提供先の市（区）町村の名称	
	死亡年月日 年 月 日	(備考)	
合 計	円		
訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名			
医療機関の名称			
主 治 医 氏 名			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。			
年 月 日 { 所在地 名称 代表者氏名 }			

[注意事項]

- 該当する□に✓印を記入すること。
- この訪問看護事業者の証明書の記入に代えて、同様事項を記載した訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。

別記様式第8号												
☐ 消防団員 ☐ 水防従事者 ☐ 水防団員 ☐ 応急措置従事者 ☐ 消防作業従事者 ☐ 救急業務協力者			遺 族 補 償 費 内 訳 書									
非常勤消防団員等の氏名 ふりがな				事 故		別添証明書記載のとおり						
				事 故 発 生 日		年 月 日						
初 診	年 月 日	診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日			年 月 日	死 亡	年 月 日					
傷病名及び傷病から死亡までの経過												
遺 族 補 償 費	区 分	ふ り が な		生 年 月 日	年 齢	住 所		死亡者との続柄	障害の有無	受給権者と生計を同じくしているか		
				年 月 日	歳				有 ・ 無			
				年 月 日	歳				有 ・ 無			
	受給権者			年 月 日	歳				有 ・ 無	い る ・ い な い		
				年 月 日	歳				有 ・ 無			
				年 月 日	歳				有 ・ 無			
	受給資格者			年 月 日	歳				有 ・ 無	い る ・ い な い		
				年 月 日	歳				有 ・ 無			
				年 月 日	歳				有 ・ 無			
	年 金	他の法令による受給関係	年 金 の 種 類		年 金 の 年 額		年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等			
遺 族 補 償 年 金 額 の 算 式												
遺 族 補 償 年 金 の 額				円		遺 族 補 償 年 金 請 求 額		円				
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	遺族補償年金前払一時金申出年月日			年 月 日								
	遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額			年 月 分 から		円						
				年 月 分 まで								
	遺族補償年金前払一時金申出倍数			☐ 1,000倍 ☐ 800倍 ☐ 600倍 ☐ 400倍 ☐ 200倍								
	遺族補償年金前払一時金の額の算式			(補償基礎額) 円 × 倍 × 1/ (受給権者の数) = 円								
	遺族補償年金前払一時金請求額			円								
遺 族 補 償 一 時 金	遺族補償一時金を受けることができる遺族	氏 名		生 年 月 日	住 所			死亡者との続柄又は関係	障害の有無			
				年 月 日					有 ・ 無			
	基準政令第9条の2第2号の規定による差額請求			一時金の額	円	—	既に支払われた年金の合計額	円	=差額	円		
	遺 族 補 償 一 時 金 請 求 額			円								
※ 補 償 基 礎 額										円	※ 受 理	年 月 日
※ 遺 族 補 償 費 支 払 額	年 金	第 1 期 分	円 × / 12か月 =				円	※ 送 金	年 月 日			
		前 払 一 時 金					円	※ 年 金 支 払 決 定 番 号	イ			
	一 時 金					円	※ 特 殊 公 務 災 害	該 当 ・ 非 該 当				

別記様式第8号

☐ 消防団員
☐ 水防従事者
☐ 水防団員
☐ 応急措置従事者
☐ 消防作業従事者
☐ 救急業務協力者

遺族補償費内訳書

非常勤消防団員等の氏名				事 故		別添証明書記載のとおり				
				事 故 発 生 日		年 月 日				
初 診		年 月 日		診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日		死 亡				
		年 月 日				年 月 日				
傷病名及び傷病から死亡までの経過										
遺族補償年金	区分	氏 名		生 年 月 日	年 齢	住 所	死亡者との続柄	障害の有無	受給権者と生計を同じくしているか	
		受給権者			年 月 日	歳				有・無
					年 月 日	歳				有・無
	受給資格者			年 月 日	歳			有・無	いる・いない	
				年 月 日	歳			有・無		
				年 月 日	歳			有・無		
				年 月 日	歳			有・無		
	他の法令による受給関係	年 金 の 種 類		年 金 の 年 額		年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等		
遺族補償年金額の算式										
遺族補償年金の額				円		遺族補償年金請求額		円		
遺族補償年金前払一時金	遺族補償年金前払一時金申出年月日			年 月 日						
	遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額			年 月 分 から		円				
				年 月 分 まで						
	遺族補償年金前払一時金申出倍数			☐ 1,000倍 ☐ 800倍 ☐ 600倍 ☐ 400倍 ☐ 200倍						
	遺族補償年金前払一時金の額の算式			(補償基礎額) 円 × 倍 × 1/ (受給権者の数) = 円						
	遺族補償年金前払一時金請求額			円						
遺族補償一時金	氏 名	生 年 月 日		住 所		死亡者との続柄又は関係		障害の有無		
		年 月 日						有・無		
	基準政令第9条の2第2号の規定による差額請求		一時金の額 円		既に支払われた年金の合計額 円		=差額 円			
	遺族補償一時金請求額		円							
※ 補 償 基 礎 額				円		※ 受 理		年 月 日		
※ 遺族補償費支払額	年 金	第 1 期 分	円 × / 12か月 =		円		※ 送 金	年 月 日		
		前払一時金			円		※ 年 金 支 払 決 定 番 号	イ		
	一 時 金			円		※ 特 殊 公 務 災 害		該 当 ・ 非 該 当		

【注意事項】 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」には、レ印を記入すること。 「有・無」及び「いる・いない」については、該当するものを○で囲むこと。 2 「遺族補償年金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がある場合に記入し、「遺族補償年金前払一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者が基準政令附則第2条の規定による遺族補償年金前払一時金を申し出る場合に記入し、「遺族補償一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がなく、かつ、遺族補償一時金を受けることができる遺族がある場合に記入すること。 3 「遺族補償年金前払一時金」の「遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額」の欄には、遺族補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。 4 この内訳書に添付する書類 (1) 非常勤消防団員等の死亡診断書、死体検案書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し。ただし、行方不明となったことにより死亡した<u>もの</u>と推定される者にあつては、行方不明となった事実及び年月日を証する書類 (2) 遺族補償年金の受給権者若しくは受給資格者又は遺族補償一時金を受ける権利を有する者の氏名及び死亡した非常勤消防団員等との続柄に関する市町村長の発行する証明書。この場合において、これらの者が非常勤消防団員等の死亡の当時当該非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていなかったが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証する書類 (3) 非常勤消防団員等の遺族のうち、基準政令第10条の規定により、当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることができなかった者については、その事実を証する書類 (4) 遺族補償年金の受給権者又は受給資格者が、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを証する書類 (5) 遺族補償年金の受給資格者が遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしているときは、その事実を証する書類 (6) 非常勤消防団員等の遺族のうち、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第5条に規定する障害の状態（(9)において「特定障害状態」という。）にあることにより遺族補償年金の受給権者又は受給資格者となった者については、その者が非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き当該状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し（別記様式第3号の<u>注意事項7の(4)</u>）の書類によって明らかである場合は添付を要しない。） (7) 遺族補償年金の受給権者が、当該遺族補償の事由となった死亡について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し (8) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第2号又は第3号に該当する者については、そのことを証する書類 (9) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第3号に該当する者で、かつ、非常勤消防団員等の死亡の当時特定障害状態にある3親等内の親族については、その者が非常勤消防団員等の死亡の当時当該状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し（様式第3号の<u>注意事項7の(4)</u>）の書類によって明らかである場合は添付を要しない。） (10) 遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち、基準政令第9条第1項第3号又は第4号に該当する者で、同条第3項の規定により、遺族補償一時金を受ける権利を有するに至った者については、そのことを証する書類 5 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。	【注意事項】 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」には、レ印を記入すること。 「有・無」及び「いる・いない」については、該当するものを○で囲むこと。 2 「遺族補償年金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がある場合に記入し、「遺族補償年金前払一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者が基準政令附則第2条の規定による遺族補償年金前払一時金を申し出る場合に記入し、「遺族補償一時金」の欄には、遺族補償年金の受給権者又は受給資格者がなく、かつ、遺族補償一時金を受けることができる遺族がある場合に記入すること。 3 「遺族補償年金前払一時金」の「遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額」の欄には、遺族補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。 4 この内訳書に添付する書類 (1) 非常勤消防団員等の死亡診断書、死体検案書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し。ただし、行方不明となったことにより死亡した<u>者</u>と推定される者にあつては、行方不明となった事実及び年月日を証する書類 (2) 遺族補償年金の受給権者若しくは受給資格者又は遺族補償一時金を受ける権利を有する者の氏名及び死亡した非常勤消防団員等との続柄に関する市町村長の発行する証明書。この場合において、これらの者が非常勤消防団員等の死亡の当時当該非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていなかったが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証する書類 (3) 非常勤消防団員等の遺族のうち、基準政令第10条の規定により、当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることができなかった者については、その事実を証する書類 (4) 遺族補償年金の受給権者又は受給資格者が、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを証する書類 (5) 遺族補償年金の受給資格者が遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしているときは、その事実を証する書類 (6) 非常勤消防団員等の遺族のうち、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第5条に規定する障害の状態（(9)において「特定障害状態」という。）にあることにより遺族補償年金の受給権者又は受給資格者となった者については、その者が非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き当該状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し（別記様式第3号の<u>注意事項8の(3)</u>）の書類によって明らかである場合は添付を要しない。） (7) 遺族補償年金の受給権者が、当該遺族補償の事由となった死亡について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し (8) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第2号又は第3号に該当する者については、そのことを証する書類 (9) 遺族補償一時金を受ける権利を有する者のうち、基準政令第9条第1項第3号に該当する者で、かつ、非常勤消防団員等の死亡の当時特定障害状態にある3親等内の親族については、その者が非常勤消防団員等の死亡の当時当該状態にあることを証する医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し（様式第3号の<u>注意事項8の(3)</u>）の書類によって明らかである場合は添付を要しない。） (10) 遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち、基準政令第9条第1項第3号又は第4号に該当する者で、同条第3項の規定により、遺族補償一時金を受ける権利を有するに至った者については、そのことを証する書類 5 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。
--	---